

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第35号

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年新潟県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第9 (第23条関係)</p> <p>騒音に係る規制基準</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 この表に掲げる区域の区分のうち、第3種区域及び第4種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、この表の当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u></p>	<p>別表第9 (第23条関係)</p> <p>騒音に係る規制基準</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 この表に掲げる区域の区分のうち、第3種区域及び第4種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、この表の当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>
<p>別表第12 (第28条関係)</p> <p>特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>付表</p> <p>1 別表第9に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域 ア～ウ (略) エ 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (ア)～(オ) (略) <u>(カ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>別表第12 (第28条関係)</p> <p>特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>付表</p> <p>1 別表第9に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域 ア～ウ (略) エ 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (ア)～(オ) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。